

第 10 条 チームは、登録事項に異動を生じたときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

第 11 条 チームの登録は、毎年 2 月中旬までに更新する。

第 12 条 チームは、次の事項の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- 1 支部の規約に違反して、支部長が不適格と認めたとき。
- 2 自ら脱退の意思を表明したとき。
- 3 除名の処置を取られたとき。

第 5 章 役員及び会議

第 13 条 本支部に次の役員を置く（本支部の役員の任期は 2 年、会計の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。）。

1 支部長	1 名	1 事務局長	1 名
1 理事長	1 名	1 事務局員	若干名
1 審判長	1 名	1 会計	1 名
1 少年部長	1 名	1 会計監査	1 名

2 必要に応じ本支部に次の役員を置くことができる。（任期は 2 年とし、再任を妨げない。）。

1 副支部長	若干名	1 副審判長	若干名
1 副理事長	若干名	1 少年副部長	若干名

3 前 2 項に定めた役員の他に名誉会長、顧問、審判部長を置くことができる。

第 14 条 本支部の会議は、総会、役員会、審判員会とする。

第 15 条 総会は、年 1 回役員、審判員全員により開催する。

第 16 条 役員会は、各大会監督者会議の 3 週間前くらい及び支部長、役員が必要とするときに招集する。

第 17 条 審判員会は、偶数月（4 月、6 月、8 月、10 月）の第 1 日曜日に行う。

第 6 章 会 計

第 18 条 本支部の経費は、登録費、参加費、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

附 則 本支部の規約に定めるもののほか、必要な事項は総会又は役員会の決議を経て支部長が定める。